

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	長寿政策課地域包括ケア推進室
委託業務名	フレイル予防事業（歯科・口腔チェック）実施業務
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	大津市が実施するフレイル予防事業（歯科・口腔チェック）について、当該事業対象者に対し、当該法人に加入する歯科医療機関において歯科・口腔チェックを実施する。
契約期間	令和5年9月1日から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年9月1日
契約金額	820,000円
契約の相手方	〔所在地〕大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津 〔名称〕一般社団法人 大津市歯科医師会
契約相手方の選定理由	当該業務については、利用者が身近な歯科医療機関で歯科・口腔チェックを受けられる体制が必要であり、当該業務が実施可能なのは歯科医療機関が加入する当該事業者のみであるため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。